

株 主 各 位

## 第147回 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の「連結注記表」	1 頁
計算書類の「個別注記表」	13頁

法令ならびに当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.shintetsu.co.jp/company/ir/soukai/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。なお、上記の事項は監査役会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。



神戸電鉄株式会社

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数

7社

##### (2) 連結子会社の名称

神鉄バス(株)、大阪神鉄豊中タクシー(株)、  
(株)神鉄エンタープライズ、神鉄観光(株)、  
(株)神鉄ビジネスサポート、神鉄タクシー(株)、  
(株)神鉄コミュニティサービス

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用関連会社の数

1社

##### (2) 持分法適用関連会社の名称

(株)有馬温泉企業

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法

###### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

###### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・販売土地及び建物 個別法

・商品 主として売価還元法

・貯蔵品 主として移動平均法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業取替資産 取替法（定額法）

その他の固定資産 定額法

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 運輸業

鉄道事業

鉄道事業は、乗車券類を購入した顧客に対し、鉄道による旅客輸送サービスを提供する事業であります。当該サービスについては、顧客に旅客輸送サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

なお、定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断し、有効期間に応じて収益を認識しております。

② 不動産業

土地建物賃貸業

土地建物賃貸業は、主に神戸市北区その他の地域において、保有するテナント施設等を賃貸する事業であります。当該不動産の賃貸による収益については、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の源泉から生じた収益」として収益を認識しております。

③ 流通業

食品スーパー業

食品スーパー業は、主にスーパーマーケットにて食料品等を販売する事業であります。当該商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、取引価格を顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②退職給付に係る資産及び負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③工事負担金等の会計処理

当社は、鉄道事業における施設の改築工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

工事負担金等を受け入れて取得した固定資産のうち、資産価値や機能の向上が見込まれるもの（橋梁改築工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額せず、固定資産に計上し、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上しております。

また、資産価値や機能の向上が見込まれないもの（踏切道拡幅工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額し、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌期から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌期の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## II. 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。当該会計基準の適用に関係する主な取引は、鉄道事業における定期乗車券の販売及び、食品スーパー業における一部の取引であります。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

#### 1. 定期乗車券に係る収益認識

鉄道事業における定期乗車券の販売については、従来は、発売日を基準に月割で収益を認識しておりましたが、有効開始日を基準に月割で収益を認識することといたしました。

#### 2. 代理人取引に係る収益認識

食品スーパー業における代理人取引については、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、純額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当期の営業収益は661百万円減少し、売上原価は667百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が44百万円減少しております。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の連結計算書類に計上した金額が翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、次のとおりであります。

#### (1) 不動産業（土地建物賃貸業）に属する固定資産の減損

当社グループにおいては、不動産業（土地建物賃貸業）を営業しており、不動産業に属する固定資産について、資産又は資産グループの市場価格が著しく下落した場合や、継続的な営業赤字の場合には減損の兆候があると判断し、下記（3）の判定及び認識・測定により、（2）の不動産業の有形固定資産のうち、該当する資産の減損を実施する場合があります。

#### (2) 当期の連結計算書類に計上した金額

不動産業（土地建物賃貸業）の有形固定資産の合計金額 13,974百万円

#### (3) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの不動産業は、原則として物件を基礎とした単位で資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。その判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断した場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

減損の兆候判定に用いる翌期の営業損益や、減損損失の認識判定及び測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、新型コロナウイルス感染症の影響についての仮定を織り込んだ事業計画や土地の正味売却価額等により見積もっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響についての仮定や、将来の予測は不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があり、実際の結果が見積りと乖離した場合には、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### IV. 連結貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

有形固定資産 64,837百万円

###### (2) 担保に係る債務

長期借入金 8,879百万円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

77,843百万円

##### 3. 有形及び無形固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

63,956百万円

##### 4. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

###### 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

#### V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,061,566株

#### VI. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る取引先等の信用リスクは、取引先等の企業規模や取引規模等を勘案し、情報収集を行い、詳細情報等を把握することでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は社内規程に基づく限度額の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (※ 2) 其他有価証券	743	743	－
(2) 短期借入金 (※ 3)	10,665	10,665	－
(3) 長期借入金 (※ 3)	48,173	48,371	197
デリバティブ取引 (※ 4) ヘッジ会計が適用されているもの	1	1	－

(※ 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格がない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	82
匿名組合出資金	300

(※ 3) 「(2) 短期借入金」及び、「(3) 長期借入金」については、連結貸借対照表において短期借入金に含めている1年以内返済予定額を長期借入金へ組み替えて表示しております。

(※ 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。



(注) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	743	—	—	743
資産計	743	—	—	743
デリバティブ取引(※) ヘッジ会計が適用されているもの	—	1	—	1

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	－	10,665	－	10,665
長期借入金	－	48,371	－	48,371
負債計	－	59,036	－	59,036

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利スワップ契約を締結している取引銀行から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

短期借入金

短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社は、主に兵庫県内において賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
12,388	13,404

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、重要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適正に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当期に取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		当期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	
報告セグメント	運輸業	鉄道事業	8,397
		バス事業	1,581
		タクシー業	1,455
		調整額	△4
		小計	11,429
	不動産業	土地建物販売業	28
		土地建物賃貸業	1,980
		調整額	－
		小計	2,009
	流通業	食品スーパー業	3,953
		コンビニ業	970
		飲食業	298
		その他	14
		調整額	－
		小計	5,237
	計	18,676	
その他	建設業	1,350	
	施設管理・警備業	1,309	
	保育事業及び健康事業	796	
	その他	462	
	調整額	△828	
	計	3,090	
	調整額	△1,249	
	合計	20,517	

(注) 上記には「顧客との契約から生じた収益」のほか、「その他の源泉から生じた収益」1,505百万円が含まれております。「その他の源泉から生じた収益」は主に土地建物賃貸業における賃貸収入であります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### （1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当期
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	916
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	924
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	360
契約負債（期首残高）	771
契約負債（期末残高）	594

契約資産は、建設業における顧客との工事請負契約について、当期末日時点で一定期間にわたる収益を認識したものの、未請求の当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事請負契約に関する対価は工事契約の支払条件に従い、請求、受領しております。

契約負債は、主に定期乗車券販売にかかる前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識された収益の額のうち期首現在の前受運賃残高に含まれていた額は、496百万円であります。

### （2）残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## IX. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,566円48銭
- 1株当たり当期純利益 64円68銭

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

###### ②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

①販売土地及び建物 個別法

②貯蔵品 移動平均法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業取替資産 取替法（定額法）

その他の固定資産 定額法

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

### (3) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、相手先の財政状態等を勘案し、出資金額を超えて負担することとなる損失見込額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ① 運輸業

#### 鉄道事業

鉄道事業は、乗車券類を購入した顧客に対し、鉄道による旅客輸送サービスを提供する事業であります。当該サービスについては、顧客に旅客輸送サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

なお、定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断し、有効期間に応じて収益を認識しております。

### ② 不動産業

#### 土地建物賃貸業

土地建物賃貸業は、主に神戸市北区その他の地域において、保有するテナント施設等を賃貸する事業であります。当該不動産の賃貸による収益については、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の源泉から生じた収益」として収益を認識しております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### (2) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業における施設の改築工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

工事負担金等を受け入れて取得した固定資産のうち、資産価値や機能の向上が見込まれるもの（橋梁改築工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額せず、固定資産に計上し、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上しております。

また、資産価値や機能の向上が見込まれないもの（踏切道拡幅工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額し、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌期から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌期の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## II. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。当該会計基準の適用に係る主な取引は、鉄道事業における定期乗車券の販売の取引であります。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

定期乗車券に係る収益認識

鉄道事業における定期乗車券の販売については、従来は、発売日を基準に月割で収益を認識しておりましたが、有効開始日を基準に月割で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当期の営業収益は83百万円減少し、売上原価は89百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高が41百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。



### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の計算書類に計上した金額が翌期の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、次のとおりであります。

#### (1) 不動産業（土地建物賃貸業）に属する固定資産の減損

当社においては、不動産業（土地建物賃貸業）を営業しており、不動産業に属する固定資産について、資産又は資産グループの市場価格が著しく下落した場合や、継続的な営業赤字の場合には減損の兆候があると判断し、下記（3）の判定及び認識・測定により、（2）の不動産業の有形固定資産のうち、該当する資産の減損を実施する場合があります。

#### (2) 当期の計算書類に計上した金額

兼業固定資産のうち、不動産業（土地建物賃貸業）の有形固定資産の合計金額 14,011百万円

#### (3) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の不動産業は、原則として物件を基礎とした単位で資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。その判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断した場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

減損の兆候判定に用いる翌期の営業損益や、減損損失の認識判定及び測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、新型コロナウイルス感染症の影響についての仮定を織り込んだ事業計画や土地の正味売却価額等により見積もっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響についての仮定や、将来の予測は不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があり、実際の結果が見積りと乖離した場合には、翌期の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### IV. 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産 64,837百万円

###### (2) 担保に係る債務

長期借入金 8,879百万円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 76,120百万円

##### 3. 事業用固定資産 有形固定資産 81,074百万円

土地 34,570百万円

建物 5,484百万円

構築物 35,752百万円

車両 3,340百万円

その他 1,925百万円

無形固定資産 535百万円

##### 4. 保証債務

関係会社の取引先からの仕入債務に対し、連帯保証を行っております。

(株)神鉄エンタープライズ 15百万円

##### 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 196百万円

短期金銭債務 873百万円

長期金銭債務 12百万円

##### 6. 鉄道事業及び兼業固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

63,841百万円

##### 7. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

###### 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

V. 損益計算書に関する注記

1. 営業収益	11,312百万円
2. 営業費	10,528百万円
運送営業費及び売上原価	6,003百万円
販売費及び一般管理費	1,487百万円
諸税	852百万円
減価償却費	2,184百万円
3. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	235百万円
営業費	1,058百万円
営業取引以外の取引高	699百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	24,592株
------	---------

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、前払年金費用等であります。

VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用自動車、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	(株)神鉄コミュニティサービス	直 接 100%	役員兼任	工事の発注(注1)	1,468	未払金	811

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 工事の発注については、競争入札等により決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

X. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XI. 1株当たり情報に関する注記	
1. 1株当たり純資産額	2,441円10銭
2. 1株当たり当期純利益	58円76銭